

各 位

株式会社 北九州銀行

**当座勘定規定等の改訂について**

2025年5月1日から払戻請求書による当座勘定の払戻しの取扱を開始することにも  
ない、当座勘定規定を改訂いたします。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 記

## 1. 改訂する規定

- ・当座勘定規定
- ・当座勘定規定（パーソナルチェック用）

## 2. 主な改訂内容

項 目	内 容
手形、小切手等の支払	・当座勘定の払戻しは小切手、当行所定の払戻請求書を使用することを追加 ・払戻請求書を使用する場合の本人確認について規定に追加
印鑑照合等	印鑑照合の対象書類に「払戻請求書」を追加

## 3. 新旧対照表

次頁以降の表のとおり改訂いたします。

なお、次頁以降の表では、変更する条項だけ記載しております。

全条項は当行ホームページ「定型約款（規定・特約）」に5月1日から掲載いたします。

## 4. 適用開始日

2025年5月1日（木）

以 上

当座勘定規定（新旧対照表）

改訂後	改訂前
<p>第7条（手形、小切手等の支払）</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>③ 当座勘定の払戻しの場合には、<u>小切手または当行所定の払戻請求書</u>を使用してください。</p> <p>④ <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u></p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>①～②（同左）</p> <p>③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p><u>（新設）</u></p>
<p>第12条（手数料等の引落とし）</p> <p>① 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、<u>小切手または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>② 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続をしてください。</p> <p>③ 当行所定の時限以降に当座勘定に受入れた資金は、入金日における各種料金等の自動支払には充当しません。</p>	<p>第12条（手数料等の引落とし）</p> <p>① 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>②～③（同左）</p>
<p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>① 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえば、その手形、小切手、<u>払戻請求</u></p>	<p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえば、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、</p>

改訂後	改訂前
<p><u>書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>② 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③ この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p>変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>②～③（同左）</p>

当座勘定規定（パーソナルチェック用）（新旧対比表）

改訂後	改訂前
<p>第7条（手形、小切手等の支払）</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。</p> <p>② 前項の支払にあたっては、小切手または手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>③ 小切手または手形の支払の委託を取消す場合には、振出しまたは引受け名義のいかににかかわらず、本人または代理人のいずれからでも届出ることができるものとします。なお、届出は書面によってください。</p> <p>④ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当行所定の払戻請求書を使用してください。</p> <p>⑤ <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u></p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>①～③（同左）</p> <p>④ 当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用してください。</p> <p><u>（新設）</u></p>
<p>第12条（手数料等の引落し）</p> <p>① 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>② 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続をしてください。</p> <p>③ 当行所定の時限以降に当座勘定に受入</p>	<p>第12条（手数料等の引落し）</p> <p>① 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>②～③（同左）</p>

改訂後	改訂前
<p>れした資金は、入金日における各種料金等の自動支払には充当しません。</p>	
<p>第17条（署名鑑照合等）</p> <p>① 小切手、手形、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に記載された署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その小切手、手形、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>② 小切手、手形として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③ この規定および別に定める小切手用法、手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p>第17条（署名鑑照合等）</p> <p>① 小切手、手形または諸届け書類に記載された署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その小切手、手形、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>②～③（同左）</p>